

嘉麻市新庁舎施設整備等審議会(第2期)審議における設計に採用されなかった意見

意見内容	回答内容
<p>● <b>市長室の配置フロアについて</b></p> <p><b>第4回 審議会(平成28年10月21日)</b> (坂田副会長) 市長室には一般の人は入りにくい。市民と市長との交流が図れるような形で低層階に市長室をもっていくことはできないか。</p> <p><b>第6回 審議会(平成28年12月16日)</b> (有吉委員) 市長室が4階となっているが、今の碓井庁舎は1階にあるので、1階にして欲しいという要望が所属する団体の委員からたくさん意見が出た。 (村上委員) 市長の執務室を1階にするか4階にするか。</p> <p>● <b>新庁舎の階層について</b></p> <p><b>第4回 審議会(平成28年10月21日)</b> (廣瀬委員) 駐車場の広さとの比較が出来ない、駐車場のスペースがどのくらいなのかわからない。そのためにも、4階もその候補に上げて欲しい。</p> <p><b>第5回 審議会(平成28年11月25日)</b> (廣瀬委員) 5階の建物だと駐車場から庁舎までが遠い、高齢者の方や身障者の方が歩く距離が長くなり不安とを感じるが。</p> <p>● <b>災害対策室の配置について</b></p> <p><b>第5回 審議会(平成28年11月25日)</b> (有吉委員) 1ページの平面ゾーニングで4階に執行部と災害対策室になっているが、災害対策は1階でしないと機能しないのでは。</p>	<p>(内容) 市長室のセキュリティ管理において、容易に入室できるような状況は避けることと、市長室を1階に配置すると、副市長室や人事秘書課、それに伴う職員組織全体を1階に配置しなければならず、また、近年は防災に関する意識が高まり、指揮系統を市長室近くの会議室等に配置するという考えが必要となっている。これらの内容を1階へ配置するとなると、一番市民と身近な課である市民課や税務課等の窓口が上層階に配置されることになる。 市民の利便性を考慮することを優先した場合、第1次窓口機能を1階に置くというプランを採用すべきであるとの結論に至ったところである。</p> <p>(内容) 建設地の敷地の有効活用、建設に係る階層別(3階～6階以上)の庁舎の外装面積、屋根面積、トイレ、階段を含む供用部の設置数、免震装置の個数等のコスト比較を行った結果、5階建てが建設コストを低く抑えることができることから、5階建てが望ましく、5階建てでの計画していく。 建物を大きくすると建物内に入ってからの移動が大きくなる。建物をコンパクトに小さくすると駐車場から遠いと思われるが、原則的に車いすの駐車場は建物の本体に近くに設置し、雨の日の事を考えて屋根のかかるところに配置する。屋根のかかる駐車場は、小さい子どもたちのベビーカーとか乳母車も含めて車いすと同等に扱うということが前提。駐車場の問題は、レイアウトでカバーできると考える。</p> <p>(内容) 断面図の考え方としては、1階～3階を市民窓口フロア、4階を執行部・災害対策フロア、5階を議会フロアの配置をしている。 通常業務においては市民利用を優先して窓口業務関係を低層階に配置すべきと考える。災害時においては、指揮統括する職員が集まり、他の職員は災害現場に出向いているという状況であるため、4階では災害の指揮命令を行う職員が配置されている状況で、市民の避難施設としては、指定避難所や各支所で対応が可能と考えている。</p>

意見内容	回答内容
<p>● <b>耐震安全性の分類について</b></p> <p><b>第7回 審議会（平成29年1月19日）</b>  （藤井委員）  I類採用の話があったが、I類とII類の違いというのはそんなに違いがないわけで、構造そのものではないが、もう一度検討してもらいたいぐらいの意見は出していいのではないかと思うが。</p> <p>● <b>防潮板の設置について</b></p> <p><b>第8回 審議会（平成29年2月17日）</b>  （田中委員）  庁舎建設地が不適切な場所であったと今更いっても始まらないが、防潮板まで設置しなくてはならないことについて説明を求める。  （坂田副会長）  防潮板の設置については、庁舎の出入口に設置するのか、それとも全体的に庁舎を囲うように設置するのか教えて欲しい。</p>	<p><u>（内容）</u>  I類、II類の違いは、建設基本計画や答申にもあったとおり、災害時の指令拠点として機能を確保するためには、大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用することができ、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる必要があることから、I類を採用する必要がある。大地震で庁舎に破損が生じ、防災機能が果たせなくなるという事態を避けるためにも、防災・指令の拠点として整備する庁舎においては、I類を採用する必要がある。</p> <p><u>（内容）</u>  庁舎建設場所の敷地高を除却前のスポーツプラザの床面と同等の国道から1.2メートル高くすることで、150年に1度の水害でも水没しない高さを実現できたと考えている。  また、防潮板という機械仕掛けの装置を設置することで、より水害に対する安全性の確保を図ることとしている。  なお、防潮板は、第4回の会議資料で提示しているが、庁舎への出入口部分に設置することになり、出入口の数に応じた設置数となる。</p>